

登録  
無料



# 会津美里町 住まいるバンク フロー図

空き家・空き地の所有者等（物件を売ったり、貸したい方）

① 物件登録申込

登録期間：2年

② 台帳に登録し通知

町HP等において公開



⑥ 物件交渉通知

⑦ 物件の交渉

- 1 宅地建物取引事業者が管理する物件の場合は、当該事業者が仲介し契約成立に向け交渉を行う。
- 2 宅地建物取引事業者が管理していない物件の場合は、所有者等と利用希望者双方で仲介する事業者を選定し契約交渉を行う。なお、協定を締結している公益社団法人福島県宅地建物取引業協会会津若松支部の会員の事業者を紹介することも可能ですのでお問い合わせください。

⑧ 売買又は賃貸借契約成立



会津美里町「住まいるバンク」

登録された物件については、詳細住所、所有者等の情報を除き、誰でもみることができます

③ 利用申込

④ 台帳に登録し通知

⑤ 物件交渉申込

利用希望者（物件を買ったり、借りたい方）

- \* 売買・賃貸借等の契約に関して、町は関与しませんので、当事者間で解決にあってください。
- \* 物件の状態によっては、「住まいるバンク」への登録をお断りする場合がありますのでご了承ください。
- \* 上記フロー図の他にも物件の登録変更や利用変更など各種届出等の書類がありますのでお問い合わせください。

問 会津美里町政策財政課 人口減少対策係 0242-55-1171